

**社会福祉法人武蔵村山市社会福祉協議会
役員及び評議員の報酬等に関する規程**

(定義等)

第1条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、理事及び監事をいう。

(2) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当とする。

(3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）とする。

(報酬)

第2条 役員及び評議員の報酬等は、無報酬とする。ただし、常務理事の報酬については、会長が別に定め、理事（常務理事を除く。）及び監事が監査を行った日に対しては、報酬として5,000円を支給するものとする。

(公表)

第3条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。